

平成23年

双葉町議会会議録

第1回臨時会

2月2日開会・閉会

双葉町議会

平成23年第1回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月2日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に参加した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
閉 会	17

23 双葉町告示第1号

平成23年第1回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年1月25日

双葉町長 井戸川 克 隆

記

1. 期 日 平成23年2月2日（水）
午前9時
2. 場 所 双葉町役場議場
3. 付議事件 (1) 専決事項の承認について
(2) 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第7号）

○応招・不応招議員

○応招議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○不応招議員（なし）

平成23年第1回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年2月2日（水曜日）午前9時開会

開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

専決第1号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第6号）

日程第4 議案第2号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第7号）

閉 会

○出席議員（11名）

1番	渋谷一弘君	2番	石田翼君
3番	野村満君	4番	高萩文孝君
5番	岩本久人君	6番	菅野博紀君
8番	伊澤史朗君	9番	木幡敏郎君
10番	谷津田光治君	11番	佐々木清一君
12番	清川泰弘君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	高野泉君
企画課長	武内裕美君
税務課長	大沼武君
産業振興課長	大橋利一君
建設課長	矢内誠一郎君
住民生活課長	武内文昭君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	鈴木孝君
農業委員会 事務局長	渡邊重友君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（清川泰弘君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（清川泰弘君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清川泰弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番、谷津田光治君、11番、佐々木清一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（清川泰弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日1日とすることにご報告をいただきました。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時36分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 議案第1号 専決第1号 平成22年度双葉町一般会計補正予算(第6号)についてであります。歳出予算の総額58億1,463万4,000円のうちで、歳出の補正を行いました。教育費の教育総務費に東北中学校ソフトテニスインドア大会等への出場のための児童生徒派遣補助金23万円を追加、これに伴い予備費を23万円減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(清川泰弘君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により行います。

第10款教育費。

10番、谷津田光治君。

○10番(谷津田光治君) 今、町長の説明はわかりますけれども、先ほどの教育総務課長の説明ですと、ソフトテニスインドア大会だけではなかったはず。それは22万円。町長は今、そのみ23万円という説明でしたので、先ほどの教育総務課長の説明とはちょっと違っていたなと思っているのですが、ソフトテニスインドア大会22万円、そのほかにあと2件ありましたよね、教育総務課長。そのような説明だと私は何も質問しなくてもよろしいのですが、けちつけるわけではありませんけれども、正確な説明のほうが私はよいと思いますので、質問いたします。

○議長(清川泰弘君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまの提案理由説明の中に、インドア大会等ということは申し上げましたが、なおその詳しい説明は教育長のほうから説明をいたします。

○議長(清川泰弘君) 教育長、江尻邦夫君。

○教育長(江尻邦夫君) それでは、先ほども全協でも触れさせていただきましたが、改めて教育総務課長のほうからその「等」の内容について説明をします。よろしくお願いします。

○議長(清川泰弘君) 教育総務課長。

○教育総務課長(高野憲一君) それでは、その他の2件につきましてご説明を申し上げたいと思います。

平成22年12月18日に開催されましたアンサンブルコンテスト支部大会におきまして、双葉北小学校吹奏楽部の金管八重奏が金賞を獲得いたしました。それに伴いまして県大会に出場が決定いたしましたので、その補正額9,000円を補正させていただきました。さらに、平成23年2月22日に開催され

まず大熊駅伝競走大会へ参加するために、双葉北小学校チームにつきまして、当初1チーム予定でしたが、4チーム出場したいということで、今回専決補正をさせていただきました。その補正額が1,000円となります。合計で23万円という合計となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第1号 専決第1号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。
よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清川泰弘君） 日程第4、議案第2号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。
事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を求めます。
町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第2号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額は58億3,463万4,000円となります。

歳入について申し上げます。国庫支出金は、国の経済対策事業による地域活性化・きめ細かな交付金1,500万円と地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金500万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、庁舎非常用鉛蓄電池交換工事と旧南幼稚園取り壊し工事の過程で確認されたアスベスト含有建材を除去するための旧南幼稚園アスベスト除去工事、合わせて2,420万円を追加しました。

民生費は、児童館第二遊戯室建築確認申請手数料20万9,000円を追加し、土木費は、竹ノ入川測量設計委託料と老朽化した町営住宅取り壊し工事、合わせて530万円を追加しました。

消防費は、消防用及び防災用無線機再免許申請委託料など106万2,000円を減額し、教育費は、小中学校及び図書館の図書充実を図るための図書購入費とふたば幼稚園の保育室エアコン取り付け工事など合わせて1,515万円を追加いたしました。

また、各事業に要する財源を確保するため、諸支出金2,000万円を減額し、予備費も379万7,000円減額いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清川泰弘君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第13款国庫支出金。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） この1,500万円と500万円、2,000万円のうちで、きめ細かな交付金は何々に1,500万円予算組みました、それから住民生活に光をそそぐ交付金の500万円は何々の予算の中で箇所づけしましたというやつを説明していただきたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、高野泉君。

○総務課長（高野 泉君） それでは、2号の説明書の順番で申し上げていきたいと思っております。

まず、2ページの庁舎非常用関係の420万円は、きめ細かな交付金でございます。続いて、中ほどの土木費の河川総務費350万円、竹ノ入川、これもきめ細かな交付金でございます。そして、その下の土木費の住宅管理費の町東住宅取り壊し工事と大畑住宅取り壊し工事、この2件はきめ細かな交付金でございます。

続いて、3ページに入りますが、3目ページの下の教育費の南小学校と北小学校の150万円、図書代、これが光をそそぐ交付金でございます。

それから、次の4ページになりますが、中学校教育振興費の備品購入150万円、図書代、これも光をそそぐ交付金でございます。続いて、その下の工事請負費665万円ではありますが、保育室エアコン

取りつけ工事と給食搬出入口設置工事も、この2つはきめ細かな交付金でございます。続いて、教育費の図書館費の備品購入100万円、これは光をそそぐ交付金でございます。その下の保存庫建築工事300万円は、きめ細かな交付金でございます。

以上です。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） この使い方なのですが、きめ細かな交付金、きめ細かなというのは何を指して「きめ細かな」と指しているのかわかりませんが、「住民生活に光をそそぐ」、このタイトルだと、もっと住民生活に直結したような何か手だてはなかったのかどうか。「住民生活に光をそそぐ」と、こうなっているのですので、何か我々住民生活の中に光を注ぐ、そういうような、ああこれはそういう交付金の中からこれをやってくれたのだなというような、そう思われるような事業は、これ以外にはなかったのですか。お聞きします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問なのですが、私どもの末端行政がどのようになっているのかということも踏まえて、そういう谷津田議員の言われるようなものに使えればよろしいのですが、なかなか、国のほうで決まってくるということでございます。

これ以後については、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、高野泉君。

○総務課長（高野 泉君） これにつきましては、指定されてございますのは、文部科学大臣からの中で、学校の図書関係、あとDVDも含まれますが、これの整備に限るということになっておりますので、これ以外は使われない交付金でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 図書館とか学校図書しか使えない交付金であれば、なぜ「住民生活に光をそそぐ」なんていうタイトルをつけるのか。そうしたら教育長、「子どもたちに光をそそぐ」のほうがよっぽどタイトル的には合っているような気がしませんか。住民生活なんていうよりも。子供たちのために使いなさいのほうがよっぽど合っているような気がするのですけれども。いずれは光は注がれるように、結果としては子供たちの教育費に使えばなるのであろうけれども、今ここで総務課長、国が自治体に交付金くれるのに図書代しか使ってはだめだというのなら、何で「住民生活に光をそそぐ交付金」なんて。これは総務課長に文句言ったってどうにもならないと思うのだけれども。逆に「こんなの要らねえ」と言ったほうがよっぽど気がきいているような気がするのです。だから今の政権言うところ、何考えているかわからないというところがあるのですけれども、もう少し何か我々が納得して、ああこれはありがたい交付金だと思われるような交付金にしてもらってくださいと言っても、これはできないのでしょうか、そういうふうに思いませんか、町長。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 上位にある機関からの、要するに我々は末端行政という立場で非常に、いろいろ申し上げたいところはいっぱいあります。これからはやはり末端行政がどのようになっているのかよく見ていただいて、配慮していただければありがたいかと、そんなふうに考えております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） 財産管理費の旧南幼稚園のアスベストの除去工事、これについてちょっと質問したいのですが、アスベストについてはもう数年前から調査をしながら進めてきて、私の知っている限り、最後はこの下の車庫かな、あれが出てきたということで進めてきたわけですが、今回、南幼稚園の解体工事を工事発注しましたよね。工事発注を終わって、いざ工事が始まって、はい、アスベストが出ました、ここで追加で補正をとらなければならない。そうすると、解体工事はここで一時とまりますよね、アスベスト除去するまで。これ大変な迷惑な、工事屋にしてみれば、とまる期間になってしまいます。この工事が、どの業者がとるのかわかりませんが、これは専門の業者でしょうか、完全に周りを包囲しながら、周りにアスベストが飛ばないようにきちっとしなければならないので、相当な時間もかかると思います。それで、なぜこういうことが最初の設計段階の中で、もうわかっていることですから、アスベストについては、想定することができなかったのか。想定していながら、やはりきちっとした設計を組んで解体工事を出すべきではなかったのか。今ここにきて、土壇場でこういうことをやると。泥棒をつかんでから縄をもじっているのと同じで、こういうやり方をなぜしなければならないのか、ちょっと行政が考え方が甘いのではないかというふうに考えるのですが、町長、ご意見をお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、確かに判断が甘かったというふうに反省をしております。当時はどのようなアスベストの調査が、ちょっと私も過去にまだ調べておりませんでした。私も終わっているものという認識でございました。急にこのようなことになりまして、大変ご心配をかけていることに対しましておわびを申し上げたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 11番、佐々木清一君。

○11番（佐々木清一君） これについては、見つけられなかったということでしょうが、あの建物については、調査する気なら簡単に調査できる建物でした。そういった関係から、もうこれ以上はないという確信で最後にお聞かせください。それについてはもうこれですべて調査してありますということではよろしいのかどうかだけ聞いて、終わります。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのこれで終わりかという話でございますが、そのようにまだ言えるところではございません。やはりこのようなことが出たために、今後またさらに詳しく調べないといけないなど、そんなふうを考えているところでございます。一応終わったという、そういう認識でおりましたけれども、今回のことがありましたので、また今、急にそういう予算もありませんので、再度検証しなければならないと、そんなふうと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長、旧南幼稚園というのは、もう必要ないのであれば取り壊して更地にしてお返ししたほうがよろしいではないでしょうかという質問が何度か議会では出ていたはずですが。そのように私、記憶しているのですが。その中で、解体工事をするに当たって、どのような調査をして解体に踏み切ったのか。ちょっとこれ壊すといっても、補助事業でその年数が経過していないからまだだめだ、まだだめだという話は聞いておりましたよね。ということは、それほど古い建物でもないし、当時の設計書等は役場に残っておりませんでしたか。私らの戸籍なんかはずっと何年も残っているわけだから、役場の施設の戸籍だつて残しておくのは当然だと私は思っているのですが、その辺の調査をどなたにさせて、どんな報告を受けたのですか。ちょっと大金なのだよね、2,000万円という、このものだけに関して、そういう危険なものであるがゆえに廃棄は高いということにはなるのでしょうか。その辺の手順、壊すまでの手順、どのような調査をしてそこに踏み切ったのかを町長からひとつお答えください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 当時の建物の仕様書等は十分精査いたしたわけでございますが、今の状況の屋根材に張ったところまでは調査が至らなかったためにこのような事態になったわけでございますので、まことに調査が足らなかったなという思いで今はおります。

今後については、この経験を踏まえて、やはり取り壊しをしながら、自分たちも内部の確認を最後までしながらということでチェックをさせて事業を進めてまいりたいと、そんなふう考えております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 同じアスベスト除去工事についてご質問しますが、まずどのくらいの工期でやられるのかと、あと今、取り壊し工事とかやられているのを、工期に影響しないのかどうかお聞かせください。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 決められた工期内に何とか間に合わせるように今、鋭意努力して、また施工業者にはその辺の特段のご配慮をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 特にアスベストなので十分、人体の影響とかあるので、安全最優先でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 当然これは素人ではできませんので、専門家に十分な安全管理のもとに施工するように指導してまいりたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第8款土木費。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 住宅の取り壊しなのですが、これは取り壊しの手続は条例を改正しなくてもよかったのでしょうか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しましては、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、高野泉君。

○総務課長（高野 泉君） これにつきましては、今言われたとおり、取り壊しをしまして、それから条例改正していきたいというふうに考えております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 総務課長、何を考えているのかわからないですけども、条例にあるものを壊してなくなってから条例改正するって、どういうことなの。当然、ここで予算をとったということは、ここ議会で可決すれば、予算使えるわけです。使ったら、はい壊しました、壊してしまってから条例改正します、これはあなた、ここで条例改正可決しなかったら、どんなふうな責任とりますか。どういうふうな手続になるのですか。当然これは予算可決と同時に条例の改正をして、壊していいと、減らしていいというようなことにならなかつたら、財産、住宅条例、何と考えるのですか。壊してから、どんなことを改正するの。議会でだめですと言われたときにはどうしますか、そうしたら。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再度、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 総務課長、高野泉君。

○総務課長（高野 泉君） これは、経済対策のきめ細かな交付金なものですから、繰り越し事業で、まだ壊しませんので、そのときに条例を提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） きめ細かくても細かくなくても構わないですけれども、今までなら補正、条例改正、一緒に議案の中にあつたのではないですか、今までは。そして、こっちには予算書には住宅壊しますよと。住宅壊したら町の財産なくなるわけですから、そうしたら条例集に出ている財産が、条例集にはあつて現物なくなったなんていうことはあり得ないのですよ。なぜこの議案書と一緒に条例改正を出さないのかなのです。壊す寸前になってやりますよといつたら、また3月議会か、その前だつたら臨時会を開くか、そういう段取りになるのでしょうか。だつたら何も、3月議会だつたら、今これやらなくてもいいわけですから。どっちにしても、あなたたちは専門家だから、町の、屋台骨背負っている人たちなのだから。それ財産なくして条例から外さなくてもいいですよという言い分は、どうも私には理解できないのですけれども。町長、いかがですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 同時という前例等について理解しておりますが、緊急経済対策でということで計上したということで、繰り越しという考えが先行してしまったということでございます。言われるとおりでございます。これについては私も、どちらが先かという話になりますと、整合性がちょっと欠けるなど、そんなふうにも考えるところでございます。少し協議をさせていただきたいと思ひます。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町の財産を減らす問題と緊急経済対策問題とでは、どこで整合性をとつたらいいのか私にはわかりませんが、まず住宅条例を改正しないで町の財産を放棄は私はできないと思ひているのですよ。これは財産一つなくなるわけですから。私らのところだつて、家壊したら町は税金取らないと、壊しますから税金取るな税金取るなと言つて、そうですかと町は言うこと聞かないと同じで、やはり手続は条例から多分入らないと私は町の財産処分はできないというふうに思ひておりますので、まずどういう理由があろうと手続の順序は間違わないようにしていただきたいと思ひます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの谷津田議員のご質問に対しまして再度お答えいたしますが、過去の住宅取り壊しについても、予算等の審議は先にいただいておりました。その後に条例を改正し、工事を発注するという進めさせていただいてきておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長、予算書それから条例改正、議案書に載っていれば同一議会の中でやるわけですから、それは私は何ら異議を唱える立場にはないのですけれども、ここには議案書には条例改正は載っていないのです。載っていれば間違いはない。これで条例改正が可決されれば何ら問題ないと私は思う。ないのです、ここには。平成23年2月第1回双葉町議会臨時会議案の中には、条例改正は議案で載っていないわけですから。ですから、こういうものは同一議会の中で承認されないと、我が町の財産ですから、勝手に予算はとりました、条例は改正しませんでは、私はそれは正当な町執行者としての行政執行とは思えませんので、議会としてはそれは、百歩譲っても、私はだめだと思えます。きょうの臨時議会の議案の中に条例改正があるのであれば、私は何ら口を挟む余地はないのですけれども、質問もしないのですけれども、ここにはありません。

ですから町長、どうしてもきょうこの議案を通したいというのであれば、過去にあったような気もするのですが、次、臨時会でも開く気であれば、そのときまで予算の執行を凍結するというような方法しか私はないのかなと思っているのですが、これはやっぱり総務課長、専門家ですからね、あなたたちは、どういう方法があるのか、もう一度よくよく考え検討してください。何か予算一時凍結のようなのが以前あったような記憶にも少しあるような気もします。ですから、そういう方法がとれるかどうかとか、もっと何かいい考えがあるのかどうか、もう少し、お昼までまだ時間ありますから。ただ、前にもやりましたからと。前にやったのは多分、私の思っている範囲では、この議案書の中に予算と条例改正があったと記憶しております。ですから、何かもっと、専門職いっぱいいるのですから、検討して、いい考えを、うまく思い出してつくったらいかがですか。

（「休議」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 暫時休議します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時40分

○議長（清川泰弘君） それでは、会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 谷津田議員のおっしゃることは、まさにそのとおりであります。提案した予算につきまして、きめ細かな交付金についての事業は、本議会で予算を確保いたしまして、次の議会で繰り越しのご提案をさせていただきたいと思っております。したがって、事業執行は23年度になってからにします。そして、それに合わせて条例の提案もさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 町長、そうすると今の町長の答弁は、本予算案は通していただいても、執行は次年度に繰り越した中で、条例を改正をして、それからこの予算を執行するというように理解してよろしいですか。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） はい。まことにそのようにしたいと考えております。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第10款教育費。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 幼稚園の管理費の給食搬出入口設置工事についてですが、これは学校給食センター絡みなのかというのと、あと南小とか北小、その辺の改造とか、そういうのはないのかどうかお聞きします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 高萩議員のご質問に対しまして、教育長よりご説明を申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） 高萩議員の質問にお答えしますが、当然ながら、今回の給食センターに係る工事の一部でございますし、小学校、中学校ともに万般にわたりましてその計画は検討してまいったつもりでございますけれども、ここでこの補正を組む経過につきまして、教育総務課長から説明しますので、よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 教育総務課長、高野憲一君。

○教育総務課長（高野憲一君） 高萩議員のご質問にご説明を申し上げます。

今回の幼稚園の給食搬出入口の整備工事につきましては、幼稚園の給食搬入におきまして、風雨に当たらないようなコンテナの配送経路の確保等必要ということで、相双保健福祉事務所と協議しながら、衛生管理等を考慮し、新たに幼稚園北側の入り口を整備してまいる考えでございます。

南小、北小につきましては、整備は終わっておりますので、今回幼稚園の整備を上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（清川泰弘君） ほかにありませんか。

10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 教育費で歴民の資料保存庫建築工事、先ほどの説明ですと木造平家8坪、このような説明がありました。何を保存するものに、木造平家の建物をつくって、それで十分なのか。資料保存庫、これは収蔵庫と考えれば、もっと空調なりの設備が必要かなというふうに感じるのですが、何をここに保存するのかお聞きします。

○議長（清川泰弘君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、教育長のほうからご説明申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） それでは、この保存庫に入れる具体物について、生涯学習課長のほうから説明をしますので、よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 生涯学習課長、鈴木孝君。

○生涯学習課長（鈴木 孝君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

保存の資料ですけれども、昔の農具、それから漆器製品等、また町史を含む報告書、それから書類等の保存のために利用したいと考えています。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） 古い農具それから漆器、それから紙の資料。書類だから、かなり空調なんかは関係するのかなと思ってしまいますし、古民具、農具にしても、木造の収蔵庫にというと、我々の納屋に入れているのと大して変わらないのかなというような気がします。せっかくそれを提供してくれた人もいるはずですし、本当に真剣になって保存するという考えであれば、なぜ木造になるのかというのが不思議なのです。もう少し長く使える、そして空調も設備した中で、時々薫蒸などもしなければならぬというようなことであれば、木造がやはり最適なのかなという疑問があるのですが、それは万全な策で木造というふうにしたのですか。

○議長（清川泰弘君） 教育長、江尻邦夫君。

○教育長（江尻邦夫君） 谷津田議員のご質問に対しまして再度、生涯学習課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） 生涯学習課長、鈴木孝君。

○生涯学習課長（鈴木 孝君） 再度ご説明いたします。

木造建築に決めた経緯でございますけれども、収蔵する品物によって、保湿等も考えられますし、保温等も考えられますので、鋼材を使った建物よりは木造が適しているのではないかとということで検

討いたしております。

○議長（清川泰弘君） 10番、谷津田光治君。

○10番（谷津田光治君） そうすると、ここに収納するものについては木造平家建ての建物が一番最適だということに、そういう説明ですので、そのように私らも理解しますけれども、それでよろしいですか。

○議長（清川泰弘君） 教育長。

○教育長（江尻邦夫君） これは大切な文化財の資料になります。したがって今、谷津田議員からご指摘がありましたように、この木造の建築物に最適なものを吟味してここに保存する、そういうふうな今後十分検討して保存してまいりたいというふうな考えております。よろしく申し上げます。

○議長（清川泰弘君） それでは次、第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（清川泰弘君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第2号 平成22年度双葉町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（清川泰弘君） 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長（清川泰弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第1回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時54分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 清 川 泰 弘

署名議員 谷津田 光 治

署名議員 佐々木 清 一